

## 唐津市告示第171号

令和4年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月20日

唐津市長 峰 達 郎

### 令和4年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において地域経済の維持又は振興を図るため、中小企業者等で構成する組合及び組合支部（以下「組合等」という。）が行う生産性向上、経営安定化及び競争力の強化を図る取組に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(2) 市内事業所 唐津市内に常設し、営業活動が行われている施設をいう。

(補助対象事業者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる組合等であって、市内事業所を有する中小企業者等が組合等を構成する組合員の3分の2以上を占めるものとする。

(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体

(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合

- (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合
- (4) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合又は酒販組合
- (5) 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条に規定する内航海運組合
- (6) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産加工業協同組合
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業者としない。

- (1) 第7条第1項の申請時において、組合等の設立から1年に満たない者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 農業、林業及び漁業に属する者により構成される組合等。ただし、中小企業者等により構成される組合等は、この限りでない。
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、第1条の補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者  
(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、市内事業所を有する中小企業者等の生産性向上、経営安定化及び競争力の強化に資するものとする。

- (1) 新商品（新技術）の開発又は提供  
過去の同種の商品に比べて性能が良い商品又は新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること。
- (2) デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）導入による生産性向上  
DX技術を活用した働き方改革及び生産の効率化のための意欲的な取組であ

ること。

(3) 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）への取組

SDGsの17の世界的目標・169の達成基準に関する意欲的な取組であること。

(4) 消費喚起活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上減少回復のために実施する消費喚起のための取組であること。

(5) 販路開拓・売上向上

商品の新しい販売方法又は流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること。

(6) 事業承継への取組

後継者のいない市内事業所を有する中小企業者等の第三者承継に向けた取組であること。

(7) 人材育成

技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成に向けた取組であること。

(8) 事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定等

BCPの策定若しくは改善又はその実効性向上に向けた取組であること。

(9) 経営安定化に資する取組

経営安定化、強靱化等への取組であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

(3) 市が実施する他の補助事業において財政的支援を受け、又は受ける見込みがある事業であって、重複する内容の助成を受けているもの。

（補助対象経費）

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第8条に規定する補助金の交付の決定の日以後に開始した補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体が実施する補助事

業による財政的支援を受けた場合は、その支援相当額を除いた額を補助対象経費とする。

- (1) 機械装置・システム構築費
- (2) 広報費
- (3) 旅費
- (4) 開発費
- (5) 役務費
- (6) 借料
- (7) 専門家謝金・旅費
- (8) 委託費
- (9) 展示会等出展費
- (10) 運搬費
- (11) 研修費
- (12) 備品購入費
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 汎用性が高く、補助対象事業以外の用途に使用する可能性が高い物の購入に係る経費
- (2) 不動産の購入に係る経費
- (3) 既存設備及び施設の単なる修繕、買替え又は清掃に係る経費
- (4) 継続的に負担する経費（光熱水費、システム保守料、電話代、インターネット回線料等）
- (5) 販売する商品の原材料費
- (6) 食糧費、遊興費、娯楽費及び接待に係る経費
- (7) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙等）
- (8) 換金性の高い金券、有価証券等の購入に係る費用
- (9) 借入金等の支払利息及び遅延損害金の支払に係る費用

(10) 前各号に掲げるもののほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切とされる経費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は補助対象経費に補助率3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、上限額は市内事業所を有する中小企業者等であって補助対象事業を実施する組合員の数に10万円を乗じた額又は300万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請等)

**第7条** 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は第1号様式によるものとし、同項第3号の役員名簿等は同様式別紙2によるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

3 第1項に規定する申請は、1補助対象事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象事業者に通知する。

(補助金の交付の条件)

**第9条** 規則第6条第3項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助対象事業を行うため契約を締結する場合は、市内に本社、支店、営業所等を置く事業者と契約するように努めること。

(3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業完了後5年間保管すること。

(計画変更申請)

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の額の変更又は申請の内容に変更が生じる場合は、遅滞なく唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金変更申

請書（第2号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

(1) 補助金の額に変更のない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の増減

(2) 補助の目的及び効果に影響を及ぼさない程度の事業計画の細部の変更

（実績報告）

**第11条** 規則第15条第1項第1号の事業実施報告書は、第3号様式によるものとする。

2 前項の事業実施報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までとする。

（財産の管理等）

**第12条** 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に沿って、その効率的運用を図らなければならない。

2 市長は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。

（財産処分の制限）

**第13条** 規則第25条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する期間を経過する日以前に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補則）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 組合等の所在地  
組合等の名称  
代表者職・氏名  
電 話 番 号

唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、唐津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び令和 4 年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の申請額及びその算出の基礎
- 2 その他
- 3 添付書類
  - (1) 組合等の概要（別紙 1）
  - (2) 組合等役員名簿（別紙 2）
  - (3) 事業計画書（別紙 3）
  - (4) 収支計算書（別紙 4）
  - (5) 市税納税証明書
  - (6) その他関係書類

※ この申請書の提出をもって、申請者又は別紙 2 の組合等役員名簿に記載した者について、唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年唐津市規則第 4 2 号）第 3 条の 2 に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

別紙1

組 合 等 の 概 要

1 組合等の名称	
2 組合等の所在地（〒                      ）	
3 電話番号 （            ）       —	4 F A X 番号 （            ）       —
5 e - m a i l アドレス	
6 組合等の代表者職・氏名	
7 当該補助対象事業の連絡担当者職・氏名	
8 組合設立（組織結成）年月日	
9 補助対象事業者の全組合員数	
10 市内事業所を有する中小企業者等の組合員数	
11 組合等の主な事業内容及び活動状況	
12 出資（資本）金額 <span style="float: right;">円</span>	
13 専従職員数 <span style="float: right;">人</span>	
14 会計年度 <span style="float: right;">月       日       ～       月       日</span>	

（添付書類）

- 1 組合等の組合員名簿
- 2 定款の写し又は組合等の設立が確認できる書類



別紙 3

事業計画書

1 申請する補助対象事業の名称

2 補助対象事業を実施する組合員数

3 実施事業の目的及び概要（300文字程度）

--

4 組合等の現状・課題、事業を選定した理由、当該事業を実施する必要性等（300文字程度）

--

5 事業を実施することで期待される効果（100字程度）

--

6 事業の実施から完了までの予定スケジュール

項目	完了予定年月

別紙 4

収支計算書

(単位：円)

組合等の名称				
経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備考 (積算根拠)
		補助金 (左の額の 2 / 3)	自主財源等	
計				

(注)

- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
- 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- 3 補助対象経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 組合等の所在地  
組合等の名称  
代表者職・氏名  
電話番号

唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定通知のあった唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金について、次のとおり計画変更をしたいので、唐津市補助金等交付規則及び令和4年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の変更後の申請額及びその算出の基礎
- 2 添付書類
  - (1) 事業変更計画書（別紙1）
  - (2) 変更収支計算書（別紙2）
  - (3) その他関係書類



## 変更収支計算書

(単位：円)

組合等の名称				
経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備考 (積算根拠)
		補助金 (左の額の 2 / 3)	自主財源等	
計				

(注)

- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
- 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- 3 補助対象経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。
- 4 変更の内容は、上下二段書で、上段に変更前の内容を括弧書で記載すること。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

唐津市長 様

組合等の所在地

組合等の名称

代表者職・氏名

電話番号

唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金実施報告書

唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、唐津市補助金等交付規則及び令和4年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

- 1 補助対象事業費
- 2 事業完了年月日
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書（別紙1）
  - (2) 決算書（別紙2）
  - (3) 支出の金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）
  - (4) 事業の実施状況がわかる写真
  - (5) その他関係書類

別紙1

事業実績書

組合等の名称	
事業期間	
事業成果	
事業内容	

## 決算書

(単位：円)

組合等の名称				
経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備考 (積算根拠)
		補助金 (左の額の 2 / 3)	自主財源等	
計				

(注)

- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
- 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

唐津市長 様

組合等の所在地

組合等の名称

代表者職・氏名

電話番号

財産処分承認申請書

唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、唐津市補助金等交付規則及び令和4年度唐津市中小企業等組合活動強化支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分財産の写真、図面等